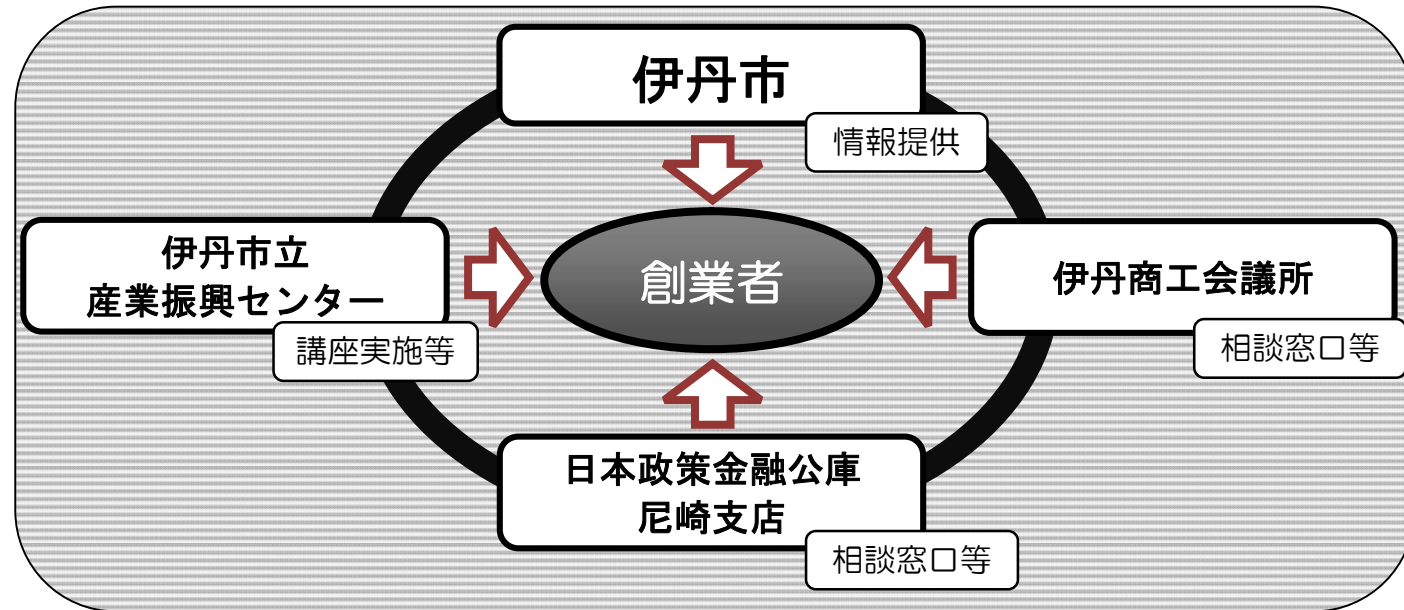


# 創業支援等事業について

『伊丹市』、『伊丹市立産業振興センター』、『伊丹商工会議所』、『日本政策金融公庫』が主体となり、創業者への支援を充実させるため、創業に関するセミナーや相談窓口の設置を行います。また、地域金融機関等が実施する創業関連支援の情報についても創業者へ提供し、伊丹市内の創業支援等機関が協力しあって市域内での創業を応援していく仕組みです。



# お問い合わせ先

制度全般に関すること

◇伊丹市役所 商工労働課  
〒664-8503 伊丹市千僧 1-1 伊丹市役所 4階  
Tel: 072-784-8047 Fax: 072-784-8048  
URL: <http://www.city.itami.lg.jp/>

◇伊丹商工会議所

〒664-0895  
伊丹市宮ノ前 2-2-2 伊丹商工プラザ 3階  
Tel: 072-775-1221 Fax: 072-775-1223  
URL: <http://www.itami.jp/>

◇伊丹市立 産業振興センター

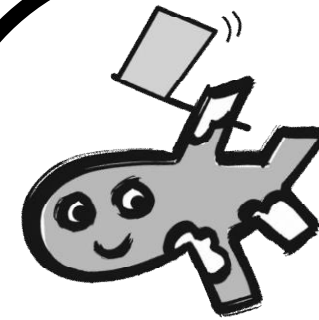
〒664-0895 伊丹市宮ノ前 2-2-2 伊丹商工プラザ 4階  
Tel: 072-773-5007 Fax: 072-778-6262  
URL: <http://www.meditam.org/>

◇日本政策金融公庫(尼崎支店)

〒660-0892 尼崎市東難波町 4-18-1  
Tel: 06-6481-3601  
URL: <https://www.jfc.go.jp/>

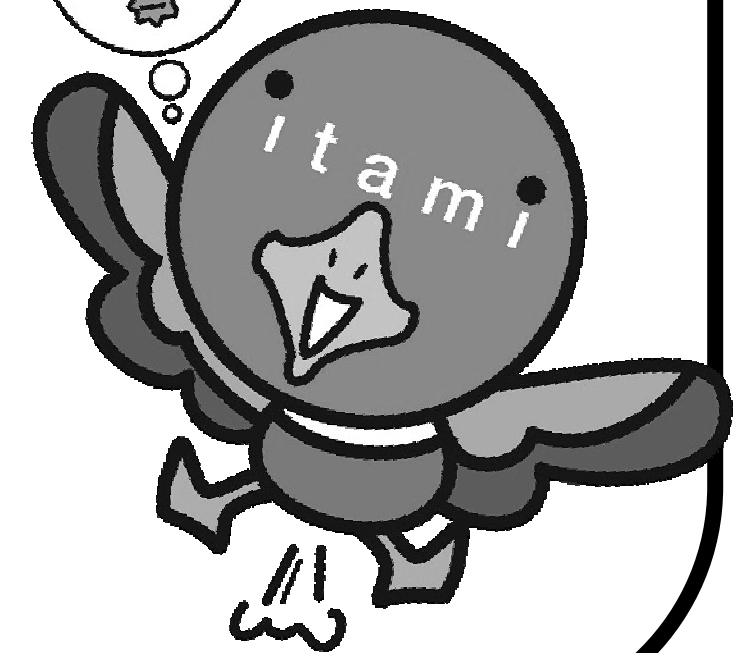
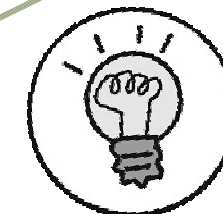


R6.4.1 更新



伊丹市マスコット ヒコまる

# 伊丹で 創業しよう!



伊丹市マスコット たみまる

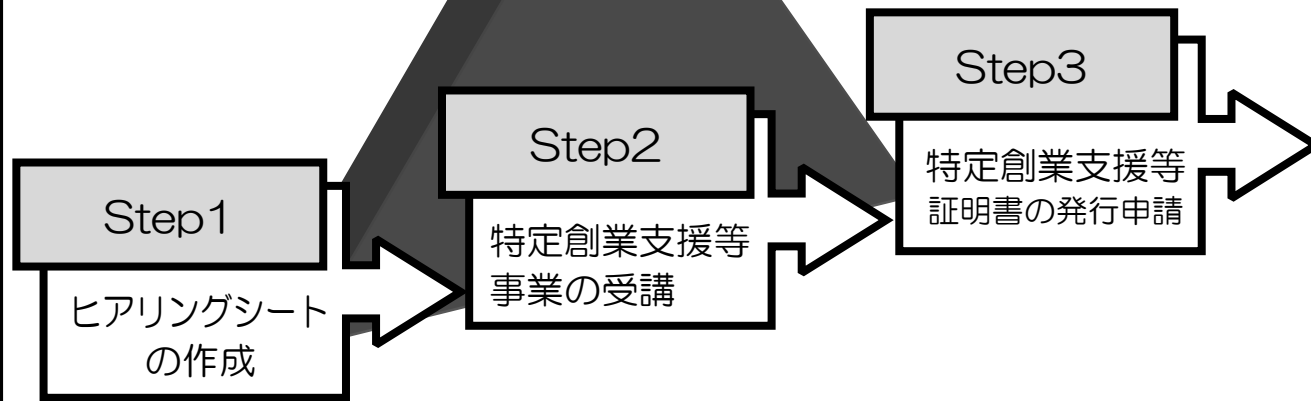
itami  
伊丹市

## 伊丹市で創業支援を受けるまでの流れ

### ※創業者とは…

- ・【創業前の方】
  - ・【創業後5年未満の方】
- を指します。

創業者は伊丹市から“特定創業支援等証明書”の発行を受けることで、支援（本パンフレット右下に記載）を受けることができます！



特定創業支援等証明書の発行！

### Step1 ヒアリングシートの記入

【Step2 特定創業支援等事業の受講】の際に、シートをお配りいたします。

### Step2 特定創業支援等事業の受講

“特定創業支援等事業”（本パンフレット左下に記載）を受講。  
※証明書の発行には 1ヶ月以上の期間に亘り、合計4回以上の受講が必要です。

### Step3 特定創業支援等証明書の発行申請

規定回数・期間以上の“特定創業支援等事業”を受けた創業者へ、伊丹市が「特定創業支援等証明書」を発行いたします。証明書の発行をもって、各種支援を受けることが可能になります。※申請方法は受講完了後にご案内します。

## 伊丹市の特定創業支援等事業

特定創業支援等事業と規定している講座等は下記の通りです。

### 伊丹市立 産業振興センター

◇講座 ※受付中の講座は、産業振興センターHPよりご確認ください。

- ・女性創業塾（女性の創業者に向けた講座）◆毎年夏頃開催
- ・コミュニティビジネス創業支援講座（地域課題の解決に向けた講座）
- ・経営革新セミナー（創業者及び創業して間もない方に向けた講座）等

### 伊丹商工会議所

◇相談窓口 ※伊丹商工会議所へご予約のうえご相談ください。

- ・ワンストップ相談窓口（経営指導員による課題等の個別相談が可能です）

◇講座

- ・創業塾（創業者向け支援セミナー）◆毎年秋頃開催

### 日本政策金融公庫 尼崎支店

◇相談窓口 ※日本政策金融公庫へご予約のうえご相談ください。

- ・金融相談窓口（創業に関する各種相談受付）

※各事業の実施日や詳しい内容は、それぞれの実施機関にお問合せください。

## 創業者が受けられるメリット

“特定創業支援等証明書”の発行を受けた創業者は、これらの支援が受けられます！

### 登記にかかる登録免許税の軽減

株式会社・合同会社の場合、税額が資本金の0.7% ⇒ 0.35%へ！

- ・株式会社の最低税額の場合は15万円 ⇒ 7.5万円
- ・合同会社の最低税額の場合は6万円 ⇒ 3万円

対象：創業前、又は創業後5年未満の方（伊丹市内で創業された方に限る。）

### 創業関連保証の特例

無担保・無保証人の創業関連保証を、事業開始の6か月前から利用可能となります。

対象：創業前、又は創業後5年未満の方

### 新規開業資金の利率引下げ

日本政策金融公庫の上記資金について、貸付利率の引き下げ対象となります。